

**令和7年度在宅生活支援事業
歳末たすけあい援護金事業募集要項**

1. 目 的

市内に在住する申請世帯全員の収入が、低所得世帯に該当する世帯（生活保護受給世帯を除く）に対し、民生委員・児童委員を通して援護金を配布することにより、地域とのつながりをつくり、今後の相談支援等の円滑化を図ることを目的とする。

2. 対 象

世帯の所得額が生活保護基準の1.5倍以内程度の額に該当する、令和7年10月1日現在、上尾市に住民票のある世帯。

※上尾市社会福祉協議会独自の計算式に基づくものとする。

※住民票上世帯が分離されていても、同一住所である場合は同じ世帯とみなす。

3. 対象外

次のいずれかの要件に該当する場合は、当該事業の対象外とする。

- ・申請受付後、生活支援課へ照会した時点で生活保護の受給を確認した世帯。
- ・6か月以上の長期入院中または、施設入所している者。
- ・歳末たすけあい援護金配布期間中において、令和7年12月25日までに在宅に戻る見込みがない者。（単身世帯以外の場合は、入所及び入院中の世帯員を除いた人数での申請は可。）

4. 配布内容（予定）

1世帯あたり15,000円程度の援護金を配布する。

※募金の状況や申請者数により変更する場合がある。

5. 申請方法

- ・申請書を担当地区民生委員・児童委員、各支所・出張所、市生活支援課、本会のいずれかで受け取る。
- ・所定の「令和7年度歳末たすけあい援護金申請書（在宅一様式1）」に、必要事項を記入し、添付書類（世帯全員の収入の証明できる給与明細、年金振込通知のハガキ、児童扶養手当振込通知等※複写可）とともに、10月31日（金）までに担当民生委員・児童委員に提出する。
- ・提出の際は、民生委員・児童委員とともに申請書や内容の確認を行う。
- ・申請のあった担当民生委員・児童委員は、11月13日（木）までに、申請書と「令和7年度歳末たすけあい援護金申請確認書（在宅一様式2）」を本会または上尾市役所福祉総務課あてに提出する。

6. 配分の通知

- ・申請された書類をもとに、歳末たすけあい募金配分委員会において、その年度の歳末たすけあい募金配分額予算の範囲内で配分することを審議し、「令和7年度歳末たすけあい募金配分事業交付決定通知書（要綱-様式1）」または「令和7年度歳末たすけあい募金配分事業不承認通知書（要綱-様式2）」にて、その結果を申請者に通知するものとする。

7. 配布方法

- ・担当民生委員・児童委員を通じて交付決定通知及び援護金を申請者に手渡して配布する。

- ・「令和 7 年度歳末たすけあい募集配分事業交付決定通知（要綱一様式 1）」及び
援護金を受け取った申請者は、金額を確認し通知書類の中の領収書に申請者氏
名を記入し、押印する。

8. 配布期間

配布期間は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）までの期間とする。

なお、やむを得ない事情がある場合には、個別に相談に応じることとする。

令和7年度歳末たすけあい援護金申請書

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会 会長 様

チェック

☐

下記のとおり援護金の申請をし、記載内容について必要な場合には調査を行うことに同意します。

※太線内本人記入

申請日： 令和7年 10月 日

申請者氏名： _____

住 所： _____

電話番号： _____

地区名 _____ 地区 _____

民生委員名 _____

世帯状況と収入		ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	職業 学年	給与収入 (3か月 平均)	年金月額	手当・受給等 月額	障害者手帳 (等級)
	1		主						
	2								
	3								
	4								
5									
6									
世帯所得（1か月）合計 _____ 円									
住居	1 自家 2 借家 3 アパート 4 その他（ ） 家賃月額 _____ 円								
申請理由	※必ずご記入ください。空欄の場合、申請受付できないことがあります。								
添付書類	※添付書類にチェック☑を付けてください。収入のある世帯員全員の書類を添付してください。								
	① 給与収入に関する書類					□給与明細（直近3ヶ月分）			
	② 老齢・障害・遺族等の年金額がわかる書類					□年金振込通知			
	③ 児童手当・児童扶養手当等に関する書類					□児童手当振込通知 □児童扶養手当振込通知			
	④ 障がい児・者手当等に関する書類					□障害児福祉手当振込通知 □特別児童扶養手当振込通知 □障害者手帳のコピー			
	⑤ その他定期的な収入に関する書類					□失業手当等給付金 □通帳等の写し			

※提出する際は紛失防止のため封筒などに入れて担当民生委員へお渡しください。
締め切り：令和7年10月31日（金）